

(4) トリハロメタン生成能測定結果

都道府県名 (佐賀)

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	地点統一 番号	水質目標値	トリハロメタン生成能			クロホルム生成能		ブロモジクロロメタン生成能		ジブロモクロロメタン生成能		ブロモホルム生成能	
				m / n	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値
宝満川(2)	酒井東橋	41-011-01		/ 4	0.070	0.058								
松浦川	久里橋(潮止堰)	41-012-03		/ 4	0.062	0.053								
有田川下流	又川井堰	41-023-01		/ 2	0.045	0.037	0.037	0.028	0.008	0.008	0.002	0.002	<0.0001	<0.0001
嘉瀬川上流	嘉瀬橋	41-045-55		/ 4	0.044	0.034								
多布施川上流	神野上水取水口	41-048-01		/ 2	0.027	0.025	0.018	0.016	0.007	0.007	0.002	0.002	0.0001	0.0001
筑後川(2)	瀬の下	41-064-51		/ 4	0.060	0.049								
厳木ダム	厳木ダム	41-428-01		/ 4	0.040	0.028								
合 計				/ 24										

(注) 1. トリハロメタン生成能は、クロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能及びブロモホルム生成能の総和である。
 2. 「水質目標値」の欄は、特別措置法に基づく水質保全計画において、それが定められている場合のみ記入すること。
 3. 「m/n」の欄についても同様である。ただし、m:水質目標値を超えた検体数、n:総検体数を意味する。